

[事案 30-236] がん入院給付金支払請求

・令和元年8月5日 裁定終了

<事案の概要>

がんの治療を直接の目的とした入院ではないとして給付金が不支払いとされたことを不服として、がん入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が基底細胞がんにより入院したので、昭和52年9月に契約したがん保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、がんの治療を直接の目的とした入院ではないとして給付金が支払われなかった。しかし、本入院中に別病院で腫瘍の摘出手術を受けた後、入院先の病院で抗生物質の投与、人工皮膚の処理、抜糸等を受けており、本入院はがんの治療を直接の目的とした入院であるため、がん入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本入院では、がんそのものに対する治療はなされていないので、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院中の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は約款に規定されているがん入院給付金の支払理由であるがんの治療を直接の目的とした入院とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。